## ご契約のしおり・約款

# プレミアレシーブ(円建)

定期支払金付積立利率変動型終身保険

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

●解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

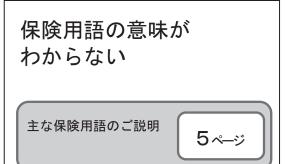


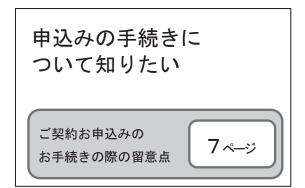
## ご契約のしおり

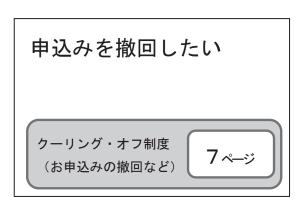
「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、 ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

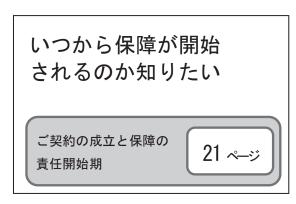
目的別もくじ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
主な保険用語のご説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
お知らせとお願い  生命保険募集人  ご契約お申込みのお手続きの際の留意点  クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など) 元本欠損が生じる場合 現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ <b>商品のしくみ</b> 定期支払金付積立利率変動型終身保険の特徴 積立利率  積立利率保証期間の更新 市場価格調整と解約返還金額  年金支払移行特約	· 7 · 8 · 8
死亡給付金等の年金払特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 17
死亡保険金および定期支払金のお支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 19 19 20
ご契約に際して         告知         ご契約内容などの確認         ご契約の成立と保障の責任開始期	21 21 21 21
<b>ご契約後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	<b>22</b>
基本保険金額の減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 22 23 23
保険契約者のよび死亡保険金受取人の変更 住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き 死亡保険金または定期支払金のご請求方法 死亡保険金または定期支払金のお支払期限	24 25 25
死亡保険金のご請求手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

	<b>ふ金の請求訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	27
生命保険と税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		27
お客さまにご負担い	・ただく諸費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	諸費用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
会社・制度のご案内		30
当社の組織形態・・・・・・・		30
個人情報の取扱い・・・・・・		30
本人特定事項などの確認・		30
米国法「FATCA」に関	]する確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
税法上の居住地国などの届	出	30
支払査定時照会制度 · · · · ·		31
保険金額などの削減・・・・・		32
生命保険契約者保護機構・		32
金融商品取引法に規定する	。「特定投資家」の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
 約款・特約条項	「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただき ようお願いします。	ます
Σh±hr		34
- • •	可型終身保険······	34
		34
寺約条項 ⋯⋯⋯		47
		47
死亡給付金等の年金払特約	]	54
保険契約者代理特約 · · · · ·		00
M11222413 E 1 4 E 1343		60

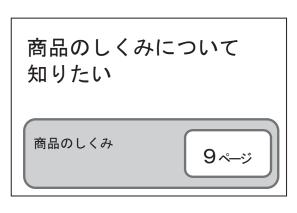








商品のしくみ



保障内容について 知りたい

死亡保険金のお支払い 定期支払金のお支払い

19 ページ

死亡保険金などが 受け取れない場合に ついて知りたい

死亡保険金および 定期支払金を お支払いできない場合

20 ページ

死亡保険金などの 請求の流れについて 知りたい

死亡保険金または定期 支払金のご請求方法

25 ページ

死亡保険金のご請求 手続きの流れ

26 ページ

保険を解約したい

解約と解約返還金

22 ページ

死亡保険金受取人を 変更したい

保険契約者および死亡 保険金受取人の変更

23 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更・保険 証券の再発行のお手続き

24 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

27 ページ

## 主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	一時払保険料充当金 (いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した 場合には、一時払保険料に充当されます。
か	解約返還金 (かいやくへんかんきん)	ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	<b>基本保険金額</b> (きほんほけんきんがく)	死亡保険金および定期支払金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払 保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減 額後の金額となります。
	<b>契約応当日</b> (けいやくおうとうび)	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	<b>契約年齢</b> (けいやくねんれい)	契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
	<b>契約日</b> (けいやくび)	契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。
	<b>告知</b> (こくち)	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずね する重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保 険では告知は不要です。
<u>ੇ</u>	市場価格調整 (しじょうかかくちょうせい)	解約などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことです。ただし、最終の積立利率保証期間更新日以後は、市場価格調整を行いません。(この手法により、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。)
	<b>死亡保険金</b> (しぼうほけんきん)	被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。
1	<b>死亡保険金受取人</b> (しぼうほけんきんうけとりにん)	死亡保険金を受け取る人のことです。
	<b>主契約</b> (しゅけいやく)	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	<b>責任開始期</b> (せきにんかいしき)	当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。
た	<b>積立金</b> (つみたてきん)	将来の死亡保険金および定期支払金を支払うために、一時払保険料の中から積 み立てたお金のことで、積立金額は、積立利率を適用し、経過年月数に応じて 当社の定める方法により計算します。
	<b>積立利率</b> (つみたてりりつ)	積立利率保証期間ごとに当社が定めた利率のことで、毎月2回(1日と16日) 設定します。ただし、最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率 は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。積立利率 は最低保証積立利率(0.1%)を下回りません。
	<b>積立利率保証期間</b> (つみたてりりつほしょうきかん)	同一の積立利率を適用する期間のことで、契約年齢に応じて 15 年または 20 年となります。積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢(積立利率保証期間が 15 年の場合は 91 歳、20 年の場合は 76 歳)以上となる場合は、その更新を最終の更新とし、積立利率保証期間は終身とします。
	定期支払金 (ていきしはらいきん)	毎年の年単位の契約応当日が到来した時に被保険者が生存しているときに支払 われるお金のことです。

	定期支払率 (ていきしはらいりつ)	定期支払金の額を定める場合に基準となる率のことで、契約日(積立利率保証期間を更新した場合は積立利率保証期間更新日)における積立利率に応じて当社の定める方法により定めます。定期支払率は最低保証定期支払率(0.01%)を下回りません。
0	<b>特約</b> (とくやく)	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
は	<b>被保険者</b> (ひほけんしゃ)	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	<b>保険期間</b> (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。
	保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容の変更の請求権 など)および義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。
	保険契約者代理人 (ほけんけいやくしゃだいりにん)	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。保険契約者代理人は、被保険者の同意および当社の承諾を得て保険契約者があらかじめ指定した人となります。
	保険証券 (ほけんしょうけん)	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契 約内容を具体的に記載したものです。
	保険料 (ほけんりょう)	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
ま	免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由に該当しても、死亡保険金をお支払いできない場合のことです。
ゃ	<b>約款</b> (やっかん)	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。

## 生命保険募集人

#### 1 保険契約の「媒介」と「代理」

- ●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険 契約は有効に成立します。
- ●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保 険契約は有効に成立します。

#### 2 生命保険募集人の権限

- ●当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の 媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの お申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ■また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

## ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはつぎのとおりです。

#### | 1 | お申込み

●お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)でお手続きください。

#### 2 保険料などのお払込み

●一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

#### 3 お申込内容の確認

- ●ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- ●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- ●「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

## クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など)

お申込者または保険契約者(以下「お申込者など」といいます。)は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が 受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、当社へ の書面または電磁的記録によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」と いいます。)をすることができます。

■イメージ図



申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日

#### 1 お申出方法

(1) 書面

郵便(はがき、封書(※))により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

#### ●記入事項

- ① お申込みの撤回などをする旨
- ② お申込者などの氏名(自署)・フリガナ
- ③ お申込者などの住所・電話番号
- ④ お払い込みいただいた金額・通貨
- ⑤ ご本人名義の返金口座(銀行名、支店名、 預金種目、口座番号、口座名義人)

#### (記入例)

- ① 私は契約の申込みの撤回を行います。
- ② 第一 太郎
- ③ 〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL 〇〇-×××-〇〇〇
- ④ O, OOO, OOO円
- ⑤ 〇〇銀行 〇〇支店

普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

#### (2) 電磁的記録

当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として当社ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)をご案内しています。

#### 2 返金する金額

お払い込みいただいた金額を、お申込者などに全額お返しいたします。

## 3 その他

- ●当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- ●お申込みの撤回などの時点において死亡保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが死亡保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

## 元本欠損が生じる場合

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行います。さらに、ご契約時に、ご契約の締結に必要な費用を、お払い込みいただいた一時払保険料から控除します。したがって、この保険の積立金額、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

\* 市場価格調整、諸費用についてはそれぞれP12、29 をご参照ください。

## 現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者に とって不利益となることがあります。

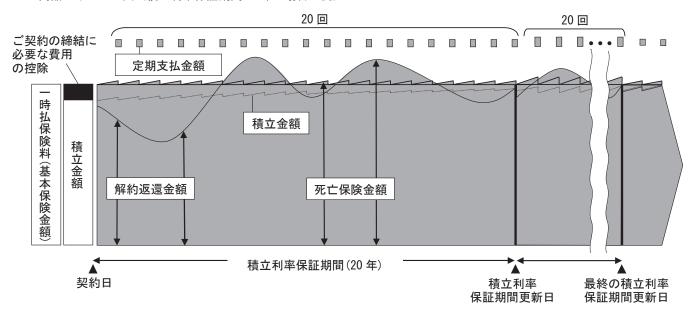
- ■ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。
- ■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 定期支払金付積立利率変動型終身保険の特徴

この保険は、積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料 一時払方式の終身保険です。



- ・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。
- ■商品のイメージ図(積立利率保証期間20年の場合の例)



## □ 一生涯にわたり、定期支払金を毎年受け取りながら、死亡保障を確保できる終身保険です

●被保険者が死亡したときには死亡保険金を、契約日から1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日(以下「定期支払日」といいます。)が到来した時に被保険者が生存しているときにはそのつど定期支払金をお支払いします。

#### |2| 積立金と積立利率について

- ■積立金とは、将来の死亡保険金や定期支払金のお支払いに充てるため、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料の中から積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率を適用し経過年月数に応じて当社の定める方法により計算します。
- ●積立利率は、積立利率保証期間ごとに、毎月2回(1日と16日)設定します。なお、積立利率は最低保証積立利率を下回りません。【詳細はP11をご参照ください】
- 契約日における積立利率はご契約時の積立利率保証期間の満了日まで適用されます。また、積立利率保証期間を更新した場合、積立利率保証期間更新日における積立利率がその期間の満了日まで適用されます。



・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されま すので、ご注意ください。

#### 3 積立利率保証期間について

- ■積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、契約年齢に応じて 15 年または 20 年となります。 なお、積立利率保証期間の変更はできません。
- ●積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を 積立利率保証期間更新日とします。



- ・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢(積立利率保証期間が15年の場合は91歳、20年の場合は76歳)以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。
- ・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とし、解約返還金額 の計算に際して市場価格調整は行いません。
- ・契約年齢によっては、積立利率保証期間の更新が1回となる場合があります。

#### 4 死亡保険金額について

■ 被保険者が死亡した時の解約返還金額または「基本保険金額+定期支払金額× 程過月数 12 によって計算される金額のいずれか大きい額をお支払いします。【詳細はP19をご参照ください】

#### 5 定期支払金額について

- ●定期支払金額は、「基本保険金額×定期支払率」によって計算される金額となります。
- ●定期支払率は、契約日(積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日)における積立利率に応じて、 当社の定める方法により定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。なお、定期支払率は最低保証定期支払率を 下回りません。【詳細はP19 をご参照ください】

【死亡保険金額と定期支払金額の例】(基本保険金額(=一時払保険料)が1,000万円、契約時に適用されている定期支払率が0.5%の場合)

●定期支払金額の例

・適用されている定期支払率(①)

0.5%

定期支払金額 = 基本保険金額×①

= 1,000 万円×0.005

= 5万円(②)

●死亡保険金額の例

(被保険者が死亡した時の経過年月数8年と6か月の場合)

· 定期支払金額(②)

5 万円

· 経過月数(③)

6 か月

基本保険金額+②× 3

= 1,000 万円+5 万円×  $\frac{6}{12}$ 

= 1,002.5万円(④)

被保険者が死亡した時の解約返還金額(※)

= 950 万円 (⑤)

死亡保険金額 = ④と⑤のいずれか大きい金額

= 1,002.5万円

※ 市場価格調整により、解約返還金額は変動します。【詳細はP12 をご参照ください】

## 6 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- ・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるため の市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理 由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- \* 市場価格調整、諸費用についてはそれぞれP12、29をご参照ください。

#### 77 その他

- ■この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- ■この保険には、契約者貸付制度はありません。

#### **積立利率**

●積立利率は、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大 1.0%(※)を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます。)の率(=保険契約関係費率)を差し引いた利率となります。

積立利率 = 指標金利の当社所定の期間における平均値 + (-1.0% ~ +1.0%) - 保険契約関係費率

- ※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、 上限を「+1.0%」、下限を「-1.0%」としています。
- ●積立利率は、当社ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- ●当社は、国債の流通利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。
- ■最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。
- ●積立利率は最低保証積立利率(0.1%)を下回りません。

## 積立利率保証期間の更新

- ●積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。
- ■積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。
- ●積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率に応じて定期支払率が変更され、定期支払金額が定まります。



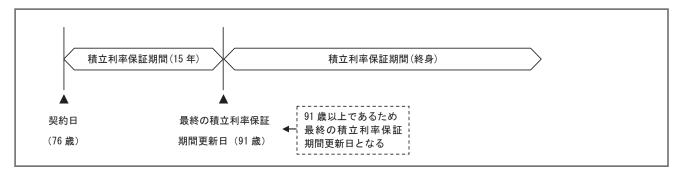
- ・積立利率保証期間の更新の際の市場環境によっては、更新後の積立利率および定期支払率が更新前 の率を下回ることがあります。
- 積立利率および定期支払率は、最低保証積立利率および最低保証定期支払率を下回りません。

#### 【最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱い】



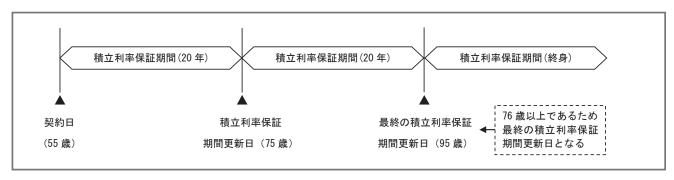
- ・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢(積立利率保証期間が15年の場合は91歳、20年の場合は76歳)以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。
- ・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とし、解約返還金額の 計算に際して市場価格調整は行いません。
- ■最終の更新のイメージ図
  - ①積立利率保証期間 15 年の場合の例

(契約年齢 76歳の場合の例)

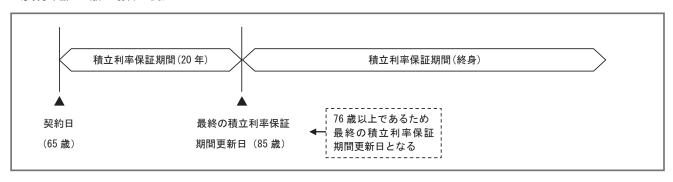


#### ②積立利率保証期間 20 年の場合の例

(契約年齢55歳の場合の例)



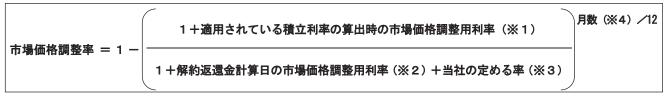
(契約年齢65歳の場合の例)



## 市場価格調整と解約返還金額

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合、「年金支払移行特約」を付加して年金支払に移行する場合などに、市 場価格調整を行います。

- ●市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額などの計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、適用されている積立利率に基づき計算された積立金額とのかい離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させます。
- ●市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。



- ※1 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- ※2 解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率 保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- ※3 当社の定める率は、0.10%とします。
- ※4 月数とは、残存月数(積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)に応じてつぎのとおりとします。
  - (1) 残存月数が 120 か月以下の場合: 残存月数 (2) 残存月数が 121 か月以上の場合: 残存月数×0.6+48 か月
- \* 市場価格調整用利率は、当社ホームページ (https://www.d-frontier-life.co.jp/) の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- \* 解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、 運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。 このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の 市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■積立金額に対して控除される率の例(契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解 約返還金計算日に適用される市場価格調整用利率が1.0%の場合)

残存年数	数(※5)	20 年	19 年	18 年	17 年	16 年	15 年	14 年	13 年	12 年	11 年
積立利率 保証期間	15年、20年	1. 57%	1. 51%	1. 45%	1. 40%	1. 34%	1. 28%	1. 22%	1. 16%	1. 10%	1. 04%
残存	字年数	10 年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
積立利率	15年、20年	0. 98%	0. 88%	0. 79%	0. 69%	0. 59%	0. 49%	0. 39%	0. 29%	0. 19%	0. 10%

※5 積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。



- ・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の 積立利率保証期間更新日)と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に市 場金利が低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。
- ・積立利率保証期間更新日から一定期間は、市場金利に変動がない場合でも、解約返還金額などが直 前の積立利率保証期間満了時の解約返還金額などを下回る傾向にあります。
- ●解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

#### 解約返還金額 = 解約返還金計算日の積立金額 × (1 - 市場価格調整率)

- \* 最終の積立利率保証期間更新日以後は、市場価格調整を行わず、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。
- ■解約返還金額の計算例(積立利率保証期間が20年(240か月)で、契約日から5年(60か月)を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合)
  - ●解約返還金額が積立金額より減少する例
  - 解約返還金計算日の積立金額(①)
- 1,000万円
- ・適用されている積立利率の算出時の

市場価格調整用利率(②)

0.8%

解約返還金計算日の

市場価格調整用利率(③)

1.3%

•月数(※6)(④)

156 か月

市場価格調整率 = 1 
$$-\left(\frac{1+2}{1+3+0.10\%}\right)$$
 4/12 = 1  $-\left(\frac{1+0.008}{1+0.013+0.001}\right)$  156/12 = 0.0743   
解約返還金額 = ①×(1-⑤) = 1,000万円×(1-0.0743) = 925万円

- ●解約返還金額が積立金額より増加する例
- 解約返還金計算日の積立金額(①)

1,000万円

・適用されている積立利率の算出時の

市場価格調整用利率(②)

0.8%

解約返還金計算日の

市場価格調整用利率(③)

0.3% 156か月

• 月数 (※6) (④)

市場価格調整率 = 1 − ( 1+② 1+③+0.10% ) 156 <12

$$= 1 - \left[ \frac{1 + 0.008}{1 + 0.003 + 0.001} \right]^{1/3}$$

= -0.0530

解約返還金額 = ① $\times$  (1-⑤)

= 1,000万円× (1− (−0.0530))

= 1,053万円

- %6 月数は残存月数に応じて定まります。上記の計算例では残存月数が 180 か月 (240 か月 -60 か月) であり、121 か月以上となりますので、月数は 156 か月 (180 か月  $\times$  0.6+48 か月) となります。
- \* 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

■解約返還金額例(女性 50歳、積立利率保証期間が 20年、基本保険金額(=一時払保険料)が 1,000万円、適用されている積立利率が 0.8%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 0.8%の場合)

· 原立和平18 0. 070、 题用	積立金額	解約返還金額(万円)			
経過期間		市場価格調整用利率の変動幅			
	(万円)	0.5%上昇	同水準	0.5%低下	
<参考>1日	982	-	944	_	
1年	990	903	975	1, 052	
2年	990	906	975	1, 050	
3年	990	910	976	1, 047	
4年	990	913	976	1, 045	
5年	990	916	977	1, 042	
7年	990	923	978	1, 037	
10 年	990	933	980	1, 030	
15 年	990	961	985	1, 010	
20 年	990	990	990	990	

- \* 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。
- \* 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の 算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を 示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。
- \* 積立金額および解約返還金額は、経過期間が1日の場合は契約日の金額を、1年から20年の場合は年単位の契約応当日の前日(定期支払金をお支払いする前)の金額を例示しています。
- \* 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1万円未満切捨てにより表示しています。
- \* 経過期間が1日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【詳細はP7をご参照ください】



・ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

## 年金支払移行特約

この特約を付加することにより、将来の死亡保険金および定期支払金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

- ■この特約は、主契約の契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- ●特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。
- ●第1回の特約年金の支払日(以下「特約年金支払開始日」といいます。)は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日(特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。)の翌日となります。 第2回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



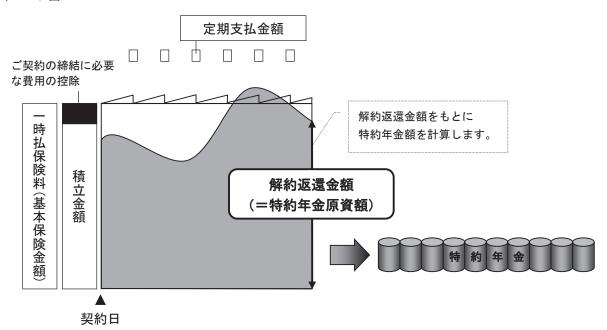
- ・特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、 特約年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて計算します。
- ●特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- ●特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。この場合のお支払額は残余年金支払期間の未払特約年金の現価となります。
- ■この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

#### 【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額	受取人
	被保険者が年金支払期間(※)中の毎年の特約年金支	特約年金額	特約年金受取人
からたる	払日に生存しているとき		
確定年金	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中	残余年金支払期間の未払特約年	特約年金受取人
	の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	金の現価	

※ 3年、5年および10年の中から年金支払期間を選択いただきます。

#### ■イメージ図



## 死亡給付金等の年金払特約

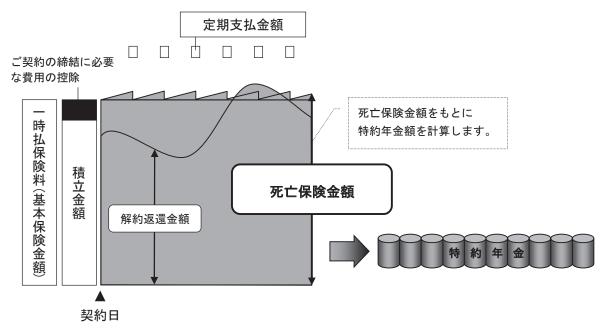
この特約を付加することにより、死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

- ■この特約は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- ●特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数 (5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回) から選択いただきます。また、死亡保険金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。(※)
  - ※ 死亡保険金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が当社所定の金額に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が当社所定の金額以上となるときは、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。
- ●第1回の特約年金の支払日(以下「特約年金支払開始日」といいます。)は死亡保険金の支払事由が生じた日となります。第2回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



- ・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡保険金額を年金原資額として、死亡保険金の支払事由が生じた日における基礎率など(予定利率など)に基づいて計算します。(特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。)
- ●特約年金額が当社所定の金額に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、死亡保険金を一時金にてお支払いします。なお、特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ当社所定の金額とします。
- ●特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。(特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。)
- ■この特約の解約は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

#### ■イメージ図



「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2023年4月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

## 保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者(主契約および特約の年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。)が被保険者の同意および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

#### 1 代理手続きができる場合

- ■保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。
  - (1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
  - (2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

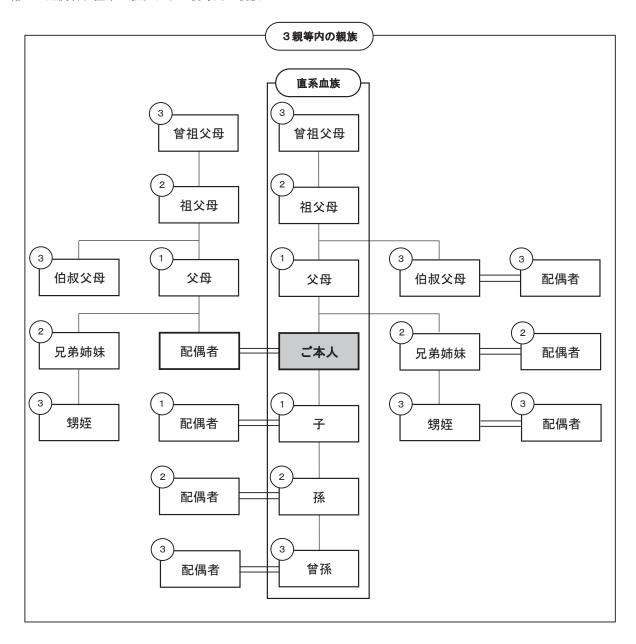
## 12 代理手続きの対象となる手続き

- ●保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※) ただし、 つぎの手続きは代理手続きの対象外です。
  - 保険契約者の変更
  - 保険金等の受取人の変更
  - 保険契約者代理人の変更
  - ※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

#### 3 保険契約者代理人について

- ●保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
  - (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
  - (2) 保険契約者の直系血族
  - (3) 保険契約者の3親等内の親族
  - (4) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている方
  - (5) 保険契約者の財産管理を行っている方
  - (6) 被保険者
  - (7) 保険金等の受取人
  - (8) その他(4)~(7)と同等の関係がある方
  - \* (4)~(8)は当社が認めた方に限ります。
- ●保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、 手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族



●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた 者は、代理手続きを行うことはできません。



- ・保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- ・保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ・代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を 受けても、重複してお支払いはしません。

#### ◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

## 死亡保険金および定期支払金のお支払い

## 死亡保険金のお支払い

#### 1 死亡保険金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡 保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①解約返還金額 ②基本保険金額+定期支払金額(※1)× 経過月数(※2)	死亡保険金受取人

- ※ 1 被保険者が死亡した時が積立利率保証期間更新日となる場合は、被保険者が死亡した時の直後の年単位の契約応当日 における定期支払金額とします。
- ※2 被保険者が死亡した時の直前の契約日または年単位の契約応当日から起算して被保険者が死亡した時までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り上げます。ただし、被保険者が死亡した時が契約日または年単位の契約応当日となる場合は、経過月数は1とします。

## 2 死亡給付金等の年金払特約について

●「死亡給付金等の年金払特約」【詳細はP16 をご参照ください】を付加することにより、死亡保険金について一時金にかえて、年金(特約年金)でお受取りいただくことができます。

## 定期支払金のお支払い

この保険における定期支払金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
定期 支払金	契約日から起算して1年経過以後の毎年の年 単位の契約応当日(定期支払日)(※1)が到 来した時に被保険者が生存しているとき		保険契約者(※2)

- ※1 契約応当日がない月の場合は、その月の末日を定期支払日とします。
- ※2 定期支払金の受取人を保険契約者以外に変更することはできません。
- ●定期支払率は、契約日における積立利率に応じて、当社の定める方法により定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。
- ■積立利率保証期間を更新した場合は、適用する積立利率に応じて定期支払率が変更され、その期間の満了日まで適用します。ただし、定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、定期支払日の前日の属する積立利率保証期間の積立利率に応じた定期支払率を適用します。
- ■最終の積立利率保証期間の更新の際、積立利率保証期間は終身となり、以後更新しません。【詳細はP11 をご参照ください】そのため、最終の積立利率保証期間更新日後は、定期支払率の変更はありません。
- ●定期支払率は最低保証定期支払率(0.01%)を下回りません。
- ●定期支払金のお支払いにより、積立金額が減少しますが、基本保険金額の変更はありません。
- ●死亡保険金の支払事由の発生後も定期支払金が保険契約者に支払われていたときは、死亡保険金または積立金その他の 返還金からその支払われていた定期支払金を差し引きます。

## 死亡保険金および定期支払金をお支払いできない場合



・つぎの①~⑦のいずれかに該当する場合、死亡保険金および定期支払金をお支払いできません。また、死亡保険金および定期支払金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	A.丰、沙泽市市	左記の場合の返還金の取扱い		
	免責・消滅事由	金額	返還先	
	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年	被保険者が死亡した時の積立金額また	保険契約者	
	以内に被保険者が自殺したとき(※1)	は解約返還金額のいずれか大きい額		
4	②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の解約返還金と	保険契約者	
(	(①の場合を除きます。)	同額		
	③死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した	被保険者が死亡した時の積立金額また	保険契約者	
亡保険金	とき(①および②の場合を除きます。)	は解約返還金額のいずれか大きい額		
金場		(※2)		
	④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額また	保険契約者	
		は解約返還金額のいずれか大きい額		
		(※3)		
	⑤重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金	保険契約者	
<u>.</u> ~		と同額。ただし、被保険者死亡のときは		
す契		死亡した日の解約返還金と同額。		
する場が	⑥ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契	なし(保険料の払戻しはありません。)	なし	
合消滅	約を取り消したとき			
11%	⑦死亡保険金の不法取得目的をもって締結されたも	なし(保険料の払戻しはありません。)	なし	
	のとして、ご契約が無効になったとき			

- ※1 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる ときは、死亡保険金をお支払いすることがあります。
- ※2 死亡保険金の一部の受取人の故意によるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた 残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積 立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。
- ※3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡保険金の 全額もしくは一部をお支払いすることがあります。(この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約 返還金額のいずれか大きい額を下回ることはありません。)
- ■重大事由とはつぎの場合をいいます。(免責・消滅事由⑤の内容)
- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人がご契約の死亡保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致 (未遂を含みます。) をした場合
- (2) このご契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が反社会的勢力(※4)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※5)を有していると認められるとき
- ※4 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反 社会的勢力をいいます。
- ※5 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。
- (4) (1) ~ (3) のほか、当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合
- \* 上記に定める事由が生じた後に、死亡保険金または定期支払金のお支払事由が生じていたときは、当社は死亡保険金または定期支払金をお支払いしません。((3) の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、死亡保険金のうち、(3) に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。) また、すでに死亡保険金または定期支払金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

## ご契約に際して

## 告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

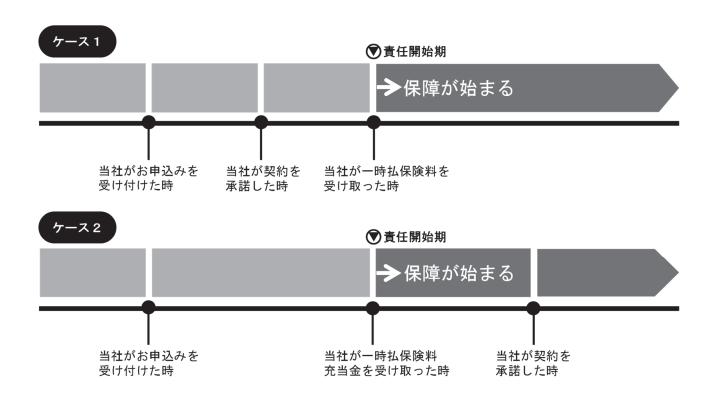
## ご契約内容などの確認

ご契約のお申込み後または死亡保険金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

## ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険 証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料(充当金)を当社が受け取った時から保険契約上の保 障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。



#### ■契約日について

●この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

## ご契約後について

## 解約と解約返還金

#### 1 解約

- ●いつでも将来に向って、ご契約を解約することができます。
- ■ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。(※)請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- ■請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
  - ※ インターネットによる解約手続きを行うこともできます。この場合、インターネットによる請求を当社が受け付けた 日を「請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日」とみなします。

#### 2 解約返還金

- ●ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- ●解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

#### 解約返還金額

解約返還金計算日の積立金額 × (1 - 市場価格調整率【詳細はP12をご参照ください】)

\* 最終の積立利率保証期間更新日以後は、市場価格調整を行わず、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。

## 基本保険金額の減額

基本保険金額の減額により、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。(※)

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額する基本保険金額をご指定ください。(ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。)請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)に基本保険金額の減額の効力が生じます。

なお、減額後の定期支払金額は、減額後の基本保険金額に定期支払率を乗じた金額となります。

※ 減額部分は解約したものとして取り扱い、減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、上記「<a>[2]</a> 解約返還金」をご参照ください。

## 被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金のお支払事由を発生させ た場合、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人がこのご契約の死亡保険金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難と する重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## 死亡保険金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など(以下「債権者など」といいます。)によるご契約の解約(基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。)は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡保険金受取 人はご契約を存続させることができます。

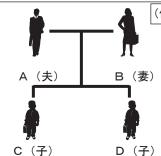
- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、 つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

## 保険契約者および死亡保険金受取人の変更

- (1) 保険契約者の変更
- ■保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- ●保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利など)はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。
- (2) 死亡保険金受取人の変更
- ●保険契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- ●死亡保険金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の親族である方のうちからご指定願います。
- ■死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
  - ●新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
  - ●死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
  - \* 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。



(例) 保険契約者および被保険者: A さん 死亡保険金受取人: B さん

- ■Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡保険金受取人となります。
- B (妻) ●その後、A さんが死亡した場合は、C さんおよび D さんが死亡保険金受取人となります。この場合、C さんおよび D さんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ 50%ずつ)となります。
  - \* 死亡保険金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。
- (3) 遺言による死亡保険金受取人の変更
- ●死亡保険金受取人の変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した 後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。)から当社へご通知ください。
- ●遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



・当社が死亡保険金受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

#### ◆死亡保険金の税法上の取扱い

- ●死亡保険金をお受取りの際は、保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- ■保険契約者または死亡保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

## 住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

#### 1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号(同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。)
- ・保険契約者名 ・新住所と電話番号 ・旧住所
- (2) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知 をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

#### 2 保険証券の再発行

●保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

## 死亡保険金または定期支払金のご請求方法

死亡保険金または定期支払金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- ■諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいていますので、ご了承願います。また、代理人の方が 手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- ●団体(個人事業主を含みます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った保険金を死亡退職金または弔慰金など(以下「死亡退職金など」といいます。)として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

## 死亡保険金または定期支払金のお支払期限

死亡保険金または定期支払金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。)の翌日から起算して5営業日(※)以内にお支払いします。

ただし、死亡保険金または定期支払金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	こし、元に体験並みにほど効文仏並での文仏がするための唯心 宗玄 調査が必要な物	
	死亡保険金または定期支払金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
1	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ■ 不法取得目的   詐欺または重大事中に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した 日の翌日から起算して 45 日 以内にお支払いします。
2	<ul> <li>●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合</li> <li>①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合</li> <li>●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合</li> <li>●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合</li> <li>●保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合</li> </ul>	は内にお支払いします。 請求書類が当社に到着した 日の翌日から起算して180日 以内にお支払いします。
	●日本国外における調査が必要な場合	

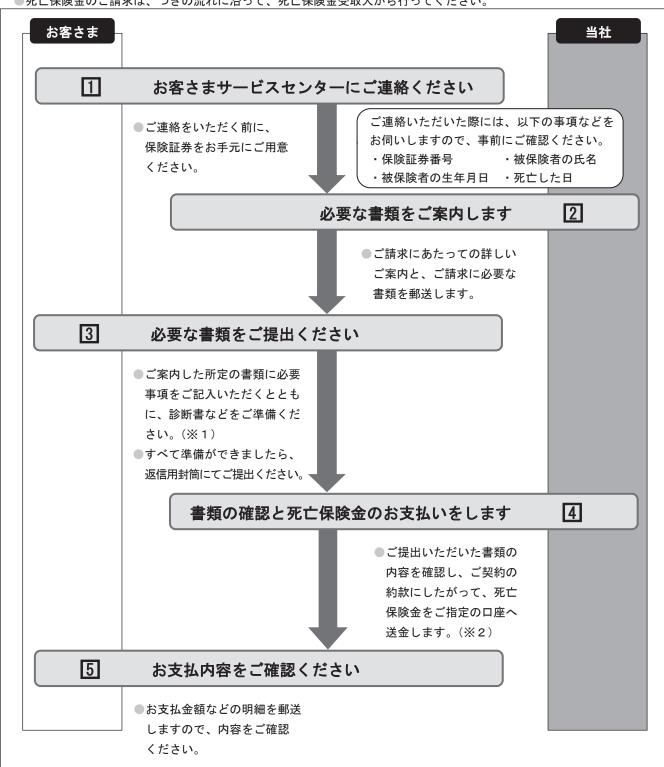
- ※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。
  - 土曜日、日曜日
  - ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
  - ・12月31日から翌年1月3日まで



・死亡保険金または定期支払金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、 死亡保険金または定期支払金の受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認など に応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間 は死亡保険金または定期支払金をお支払いしません。

## 死亡保険金のご請求手続きの流れ

●死亡保険金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡保険金受取人から行ってください。



- ※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ※2 ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡保険金をお支払いできない場合【詳細はP20 をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認(医療機関などへの確認を含みます。) させていただくため、死亡保険金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はP25 をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター フリーダイヤル 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 死亡保険金または定期支払金の請求訴訟

死亡保険金または定期支払金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁 判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

## 生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

- \* 2037 年 12 月 31 日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して 2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。
- \* 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

#### 1 生命保険料控除

- (1) 所得控除の取扱い
- ●当年中(1月から12月まで)にお払込みの保険料(この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。)に応じた金額がその年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。
- ●納税する人が保険料を払い込み、死亡保険金受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- ●年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。(この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。)
- ●生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は 一般の生命保険料控除の対象となります。(介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。)

#### (2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円

#### (3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額		
56,000 円超	一律 28,000 円		

#### ② 死亡保険金および定期支払金などの税法上の取扱い

(1) 死亡保険金の取扱い

保険契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

	契約例				
契約形態	被保険者	死亡保険	税の種類		
		<b>恢</b> 体	金受取人		
保険契約者と被保険者が同一人	Α	Α	В	相続税	
保険契約者と死亡保険金受取人が同一人	Α	В	Α	所得税(一時所得)(※1)+住民税	
保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人 がそれぞれ別人	А	В	O	贈与税	

<sup>※1</sup> 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

#### (2) 定期支払金の取扱い

毎年受け取る定期支払金額から必要経費(※2)を差し引いた金額について、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

- ※2 必要経費の算出方法については、つぎのとおり。
  - 定期支払金額×一時払保険料相当額 ÷ (基本保険金額+定期支払金受取予定総額(※3))
- ※3 定期支払金受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。

#### (3) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

- 解約・減額の際に差益があるときは、その差益について、所得税(一時所得)(※4) +住民税の対象となります。
- ※4 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の 所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは 2023 年 2 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

## お客さまにご負担いただく諸費用

## お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の 11 ご契約の締結時の費用と 22 積立利率保証期間中の費用の合計額となります。そのほか、特定のお客さまには、 33 特約年金支払開始日以後の費用をご負担いただきます。

#### 1 ご契約の締結時の費用

ご契約の締結の際、一時払保険料から基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

- ●積立利率保証期間が20年の場合、1.80%とします。
- ●積立利率保証期間が 15 年の場合、被保険者の年齢に応じてつぎのとおりとします。

被保険者の年齢	76 歳	77 歳	78 歳	79 歳	80 歳	81 歳
率	1.50%	1.50%	1.50%	1. 50%	1.50%	1. 43%
被保険者の年齢	82 歳	83 歳	84 歳	85 歳	86 歳	87 歳
率	1. 36%	1. 29%	1. 22%	1. 15%	1. 08%	1. 01%

#### 2 積立利率保証期間中の費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除します。

\* 上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用 (積立利率を最低保証するための費用を含みます。)の率 (=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

#### 3 特約年金支払開始日以後の費用

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、 つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期	
保険契約関係費	年金支払管理に必要な費用	支払われる特約年金額に対	特約年金支払開始日以後、特	
(年金管理費)(※)	です。	して最大 0.35%	約年金支払日に控除します。	

※ 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、 費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費(年金管理費)は 2023 年 4 月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、 特約年金支払開始日以後は、特約年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

## 会社・制度のご案内

## 当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」 (構成員) として会社の運営に参加することはできません。

## 個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務(※)
- ※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズ にあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の 開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

\* 個人情報保護方針については、当社ホームページ (https://www.d-frontier-life.co.jp/) でご覧いただけます。

### 本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日など)、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

## 米国法「FATCA」に関する確認

当社では、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、 保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに 契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することと なった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

\* 「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ (https://www.d-frontier-life.co.jp/) をご確認ください。

## 税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律)に基づき、 保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出ていただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁(所轄の税務署長)あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。 報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。 なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまで ご連絡ください。

\* 詳細については、当社ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)をご確認ください。

## 支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益 を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

#### 相互照会事項

- つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。
  - ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
  - ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
  - ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名 および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、 共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替え ます。

- \* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (https://www.seiho.or.jp/)の「会員会社一覧」をご参照ください。
- \* 「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html)をご参照ください。

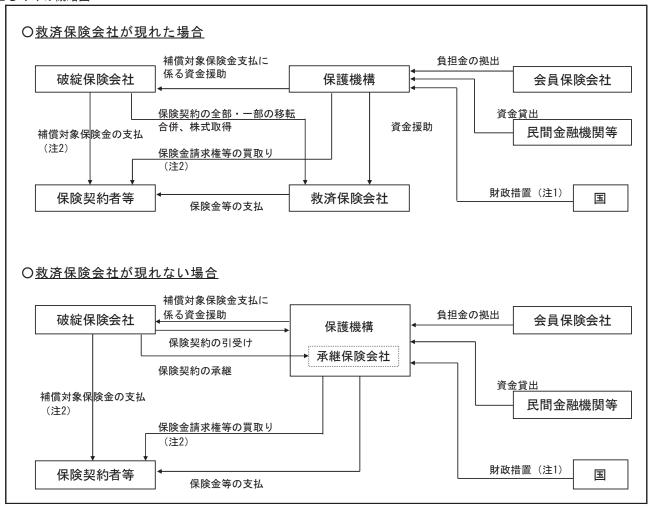
## 保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

## 生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)の概要は、以下のとおりです。

- ●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))
- ●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
  - ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない 保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を 作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)
  - ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、 責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が 下限となります。
    - 高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}
    - (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
    - (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。
  - ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている 準備金等をいいます。
  - ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



- (注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- (注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)
- ◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て 2023 年 2 月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- ●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

## 金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、 お客さまを「特定投資家以外のお客さま (「一般投資家」といいます。)」としてお取り扱いするようにお申し出いただく ことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

#### 定期支払金付積立利率変動型終身保険普通保険約款 目次

#### この保険の概要

1. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間 第1条 積立金および積立利率 第2条 積立利率保証期間

- 2. 基本保険金額 第3条 基本保険金額
- 3. 定期支払金額 第4条 定期支払金額
- 4. 死亡保険金および定期支払金の支払

第5条 死亡保険金および定期支払金の支払およ び免責

第6条 死亡保険金および定期支払金の支払およ び免責に関する補則

第7条 死亡保険金および定期支払金の請求、支払 時期および支払場所

- 5. 会社の責任開始期および契約日 第8条 会社の責任開始期および契約日
- 6.保険契約の無効および取消 第9条 死亡保険金不法取得目的による無効 第10条 詐欺による取消
- 7. 告知 第11条 告知
- 8. 保険契約の解除 第12条 重大事由による解除
- 9. 解約および解約返還金 第13条 解約 第14条 解約返還金
- 10. 基本保険金額の減額 第15条 基本保険金額の減額
- 11. 死亡保険金受取人による保険契約の存続 第16条 死亡保険金受取人による保険契約の存続
- 12. 死亡保険金受取人 第17条 死亡保険金受取人の変更 第18条 遺言による死亡保険金受取人の変更

13. 保険契約者 第19条 保険契約者の変更 第20条 保険契約者の住所の変更

- 14. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者 第21条 保険契約者および死亡保険金受取人の代 表者
- 15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの 処理

第22条 年齢の計算

第23条 契約年齢および性別の誤りの処理

- 16. 契約者配当金 第24条 契約者配当金
- 17. 時効 第25条 時効
- 18. 被保険者の業務、転居および旅行 第26条 被保険者の業務、転居および旅行
- 19. 管轄裁判所 第27条 管轄裁判所
- 20. 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱 第28条 最終の積立利率保証期間更新日以後の取 扱
- 21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する 特則

第29条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約 の請求書類に関する特則

- 22. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則 第30条 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則
- 23. 年金支払移行特約を付加した場合の特則 第31条 年金支払移行特約を付加した場合の特則
- 24. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則 第32条 介護年金支払移行特約を付加した場合の 特則

#### 定期支払金付積立利率変動型終身保険普通保険約款

#### (この保険の概要)

この保険は、保険契約者が指定する積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直す仕組の終身保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が死亡したときに支払います。

(2) 定期支払金

契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日が到来した時に被保険者が生存しているときに、そのつど定期支払金を支払います。

1. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

#### (積立金および積立利率)

- 第1条 積立金とは、将来の死亡保険金および定期支払金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、次項に定める積立利率を適用し、経過に応じて会社の定める方法により計算します。
  - 2. 積立利率とは、次条に定める積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利の会社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率から、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持等に必要な費用および死亡保険金等を支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます。)の率を差し引いた利率のことをいいます。
  - 3. 前項に定める積立利率は、契約日における最低保証積立利率を下回ることはありません。
  - 4. 第1項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。
  - 5. 第2項の規定にかかわらず、国債の流通利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

#### (積立利率保証期間)

- 第2条 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。
  - 2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。
  - 3. 積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。
  - 4. 本条の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
    - (1) 更新後の積立利率保証期間は、更新前の積立利率保証期間と同一とします。
    - (2) 会社は、更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率ならびに第4条(定期支払金額)に定める定期支払率および定期支払金額を保険契約者に書面によって通知します。

#### 2. 基本保険金額

#### (基本保険金額)

- 第3条 基本保険金額とは、死亡保険金および定期支払金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

#### 3. 定期支払金額

(定期支払金額)

- 第4条 契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日(以下「定期支払日」といいます。)に おける定期支払金の額(以下「定期支払金額」といいます。)は、基本保険金額に次項に定める定期支払率 を乗じた金額とします。
  - 2. 定期支払率は、契約日における積立利率に応じて会社の定める方法により定め、積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、積立利率保証期間更新日における積立利率に応じて会社の定める方法により定め、更新日からその期間の満了日まで適用します。
  - 3. 前項に定める定期支払率は、契約日における最低保証定期支払率を下回ることはありません。
  - 4. 定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、第2項の規定にかかわらず、その定期支払日の前日における積立利率に応じた定期支払率を適用します。
  - 4. 死亡保険金および定期支払金の支払

(死亡保険金および定期支払金の支払および免責)

第5条 この保険契約の死亡保険金および定期支払金は、つぎのとおりです。

	支 払 額	受取人	死亡保険金・定期支払金を支払う	支払事由に該当しても死亡保険 金・定期支払金を支払わない場 合(以下「免責事由」といいま す。)
死亡保険金	別表 2 に定める死亡保 険金額	死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支 払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から 起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険 金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
定期支払金	定期支払金額	保険契約者	被保険者が定期支払日が到来し た時に生存しているとき	

(死亡保険金および定期支払金の支払および免責に関する補則)

- 第6条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
  - 2. 定期支払金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
  - 3. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
    - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
    - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき (前号の場合を除きます。)。
    - (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(前2号の場合を除きます。)。
    - (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
  - 4. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合(死亡保険金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。)で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返

還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。

- 5. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。
- 6. 死亡保険金の支払事由に該当した後に支払われた定期支払金があるときは、死亡保険金または積立金その他の返還金からその定期支払金を差し引きます。

(死亡保険金および定期支払金の請求、支払時期および支払場所)

- 第7条 死亡保険金または定期支払金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
  - 2. 支払事由の生じた死亡保険金または定期支払金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、死亡保険金または定期支払金を請求してください。
  - 3. 死亡保険金または定期支払金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日(会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、死亡保険金または定期支払金の受取人の口座(会社の指定した金融機関等の口座に限ります。)に払い込む方法により支払います。
  - 4. 死亡保険金または定期支払金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から死亡保険金または定期支払金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金または定期支払金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
    - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合 支払事由に該当する事実の有無
    - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合 支払事由が発生した原因
    - (3) 第9条(死亡保険金不法取得目的による無効)、第10条(詐欺による取消)または第12条(重大事由による解除)に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第12条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実

- 5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、死亡保険金または定期支払金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にも とづく照会 180日
  - (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を死亡保険金または定期支払金を請求した者に通知します。
- 7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金または定期支払金を支払いません。
- 5. 会社の責任開始期および契約日

(会社の責任開始期および契約日)

- 第8条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
    - ……一時払保険料を受け取った時
  - (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
    - ……一時払保険料充当金を受け取った時
  - 2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日(以下「責任開始日」といいます。)を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。
  - 3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
  - 4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
    - (1) 会社名
    - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
    - (3) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他の死亡保険金受取人を特定するために必要な事項
    - (4) 保険契約の種類
    - (5) 保険期間
    - (6) 責任開始日
    - (7) 契約日
  - (8) 積立利率保証期間
  - (9) 死亡保険金額、定期支払金額、基本保険金額および一時払保険料
  - (10) 保険証券の作成年月日
  - 5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。
  - 6. 保険契約の無効および取消

(死亡保険金不法取得目的による無効)

第9条 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

- 第10条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、 会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
  - 7. 告知

(告知)

- 第11条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による 告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。
  - 8. 保険契約の解除

(重大事由による解除)

- 第12条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。
  - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。)を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのい

ずれかに該当する場合

- (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人 の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人に対する信頼を損ない、 この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2.会社は、死亡保険金または定期支払金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。)または定期支払金を支払いません。また、すでに死亡保険金または定期支払金を支払っていたときは、死亡保険金または定期支払金の返還を請求します。
- 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 9. 解約および解約返還金

(解約)

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

- 第14条 解約返還金額は、請求に必要な書類(別表1)が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(以下「解約返還金計算日」といいます。)の積立金額に基づき、別表3に定める算式により計算した金額とします。
  - 2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第7条(死亡保険金および定期支払金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。
  - 10. 基本保険金額の減額

(基本保険金額の減額)

- 第15条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
  - 2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 3. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
  - 4. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

#### 11. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

(死亡保険金受取人による保険契約の存続)

- 第16条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約(基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。
  - 2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額(以下「債権者等への支払金額」といいます。)を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - (2) 保険契約者でないこと
  - 3. 前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡保険金受取人に支払います。
  - 5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、定期支払金の支払事由が生じた場合は、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を定期支払金の受取人に支払います。

#### 12. 死亡保険金受取人

#### (死亡保険金受取人の変更)

- 第17条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知 により、死亡保険金受取人を変更することができます。
  - 2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
  - 4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。
  - 5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
  - 6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、 前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受 取人とします。
  - 7. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 第18条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
  - 2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  - 3. 前2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  - 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

#### 13. 保険契約者

(保険契約者の変更)

- 第19条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させる
  - 2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

(保険契約者の住所の変更)

- 第20条 保険契約者が住所(通信先を含みます。以下本条において同じ。)を変更したときは、すみやかに会社 の本社または会社の指定した場所に通知してください。
  - 2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
  - 14. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

(保険契約者および死亡保険金受取人の代表者)

- 第21条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
  - 2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした 行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
  - 3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。
  - 4. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。
  - 15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第22条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
  - 2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第23条 保険契約申込書(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法) による場合を含みます。以下本条において同じ。)に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、 つぎの方法により取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて定期支払金額を改めます。ただし、死亡保険金または定期支払金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて死亡保険金額または定期支払金額を改め、すでに支払われた死亡保険金または定期支払金に不足分があればその額を死亡保険金または定期支払金の受取人に支払い、超過分があれば定期支払金については定期支払金額からその額を差し引き、死亡保険金についてはその額の返還を請求します。
  - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
  - 2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。
  - 16. 契約者配当金

(契約者配当金)

第24条 この保険契約には契約者配当金はありません。

17. 時効

(時効)

- 第25条 死亡保険金または定期支払金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを 行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。
  - 18. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

- 第26条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは 旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。
  - 19. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

- 第27条 この保険契約における死亡保険金または定期支払金の請求に関する訴訟については、会社の本社または 死亡保険金もしくは定期支払金の受取人(死亡保険金または定期支払金の受取人が2人以上いるときは、 その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判 所をもって、合意による管轄裁判所とします。
  - 20. 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

(最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱)

- 第28条 積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が会社所定の年齢以上となる場合は、第2条(積立利率保証期間)の規定にかかわらず、この更新を最終の更新とし、以後、積立利率保証期間は更新しません。
  - 2. 最終の積立利率保証期間更新日以後は、第1条(積立金および積立利率)、第2条および第14条(解約返還金)の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
    - (1) 最終の積立利率保証期間は終身とし、その期間に適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における会社所定の利率とします。ただし、積立利率は契約日における最低保証積立利率を下回らないものとします。
    - (2) 解約返還金額は、積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。
  - 21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

- 第29条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表1)に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。
  - 22. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

(死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則)

第30条 この保険契約に死亡給付金等の年金払特約を付加した場合には、第1回の特約年金の支払日以後、第12

- 条(重大事由による解除)の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 定期支払金に関する規定は適用しません。
- (2) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号 (7)から(オ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。)」と読み替えます。
- (4) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (5) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約年金の未支払分の現価」と読み替えます。

#### 23. 年金支払移行特約を付加した場合の特則

(年金支払移行特約を付加した場合の特則)

- 第31条 この保険契約に年金支払移行特約を付加した場合には、第12条 (重大事由による解除)の規定をつぎの 各号のとおり取り扱います。
  - (1) 定期支払金に関する規定は適用しません。
  - (2) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
  - (3) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号 (ア)から(オ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。)」と読み替えます。
  - (4) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
  - (5) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「残余年金支払期間の未払特約年金の現価」と読み替えます。

#### 24. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

(介護年金支払移行特約を付加した場合の特則)

- 第32条 この保険契約に介護年金支払移行特約を付加した場合には、特約介護年金に移行した部分について、第 12条(重大事由による解除)の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 定期支払金に関する規定は適用しません。
  - (2) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約介護年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約介護年金」と読み替えます。
  - (3) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号 (7)から(オ)までに該当したのが特約介護年金受取人のみであり、その特約介護年金受取人が特約介護年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約介護年金に対応する部分とします。)」と読み替えます。
  - (4) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約介護年金受取人」と読み替えます。
  - (5) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約介護年金の一括払に準じた支払額」と 読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

# (1) 死亡保険金、定期支払金の請求書類

	百 日	以
1	項 目	必要書類 (1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4)死亡保険金受取人の戸籍抄本
2	定期支払金	<ul> <li>(5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 被保険者の住民票(ただし、定期支払金の受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li> <li>(3) 定期支払金の受取人の戸籍抄本</li> <li>(4) 定期支払金の受取人の印鑑証明書</li> <li>(5) 保険証券</li> </ul>

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

# (2) その他の請求書類

	項目	必要書類
	America Supplier	(1) 会社所定の解約返還金請求書
1	解約返還金	(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険証券
		(1) 会社所定の保険契約存続通知書
		(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者また
	死亡保険金受取人による保険契	は被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の
2	約の存続	存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要)
	いきょく 11 切に	(4)保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書(ただ
		し、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被
		保険者の印鑑証明書)
		(5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
		(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書
3	基本保険金額の減額	(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険証券
		(1) 会社所定の名義変更請求書
4	死亡保険金受取人の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険証券
		(1) 会社所定の名義変更請求書
	遺言による死亡保険金受取人の	(2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要
		と認めた場合は戸籍抄本)
5		(3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類
	変更	(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書(ただ
		し、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証す
		る書類と印鑑証明書)
		(5) 保険証券
		(1) 会社所定の名義変更請求書
6	保険契約者の変更	(2)変更前の保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

死亡保険金額は、被保険者が死亡した時における解約返還金額またはつぎの算式によって計算される金額のいずれか大きい金額とします。

#### 基本保険金額+定期支払金額×経過月数/12

- (注) 1. 被保険者が死亡した時が積立利率保証期間更新日となる場合は、被保険者が死亡した時の直後の 年単位の契約応当日における定期支払金額とします。
  - 2. 経過月数とは、被保険者が死亡した時の直前の契約日または年単位の契約応当日から起算して被保険者が死亡した時までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り上げます。ただし、被保険者が死亡した時が契約日または年単位の契約応当日となる場合は、経過月数は1とします。

#### 別表3 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

積立金額×(1-市場価格調整率)-基本保険金額×会社の定める解約控除率

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用 されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- ・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新が 行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、会社の定める方法により 計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率(最 終の積立利率保証期間更新日前に適用される積立利率とします。)の算出において用いる指標金利の平 均値とします。
- ・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。
- ・月数とは、残存月数(積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、 これを切り捨てます。)に応じてつぎのとおりとします。
  - (1) 残存月数が120か月以下の場合:残存月数
  - (2) 残存月数が121か月以上の場合: 残存月数×0.6+48か月

# 年金支払移行特約条項 目次

この特約の	概要	第14条 第15条	解約の取扱時効
第1条	用語の意義		主約款の規定の準用
第2条	特約の締結	第17条	積立利率変動型終身保険等に付加した場
第3条	特約年金額の計算		合の特則
第4条	特約年金の種類	第18条	主契約に定期支払金の分割払特約が付加
第5条	特約年金の支払		されている場合の特則
第6条	特約年金の一括払	第19条	積立利率変動型定額部分付変額終身保険
第7条	特約年金の継続支払		(15) 等に付加した場合の特則
第8条	特約年金の請求、支払時期および支払場所	第20条	積立利率変動型定額部分付変額終身保険
第9条	特約年金受取人		(15) 等に付加した場合の特約年金支払開
第10条	遺言による特約年金受取人の変更		始日等の特別取扱の特則
第11条	後継特約年金受取人	第21条	生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付
第12条	遺言による後継特約年金受取人の指定ま		加した場合の特則
	たは変更	第22条	主契約に保険金等のすえ置特約が付加さ
第13条	年齢の計算		れている場合の特則

# 年金支払移行特約条項

# (この特約の概要)

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)について、年金支払に移 行することを目的としたものです。

#### (用語の意義)

- 第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。
  - (1) 「特約年金支払開始日」
    - 「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で 受け付けた日の翌日とします。
  - (2) 「特約年金支払日」

「特約年金支払日」とは、第1回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第2回以後の特 約年金については、特約年金支払開始目の年単位の応当日をいいます。

#### (特約の締結)

- 第2条 保険契約者は、主契約の契約日から起算して1年以上経過している場合、会社の定める取扱範囲で、こ の特約を主契約に付加して締結することができます。
  - 2. 特約年金に移行した部分については、特約年金支払開始日以後は、主契約の普通保険約款(以下「主約 款」といいます。) および各特約条項に定める保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付はありません。
  - 3. つぎの各号の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできま せん。
    - (1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。
    - (2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還 金額に満たないとき。

#### (特約年金額の計算)

第3条 前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日の 主契約の解約返還金額(以下「特約年金原資額」といいます。)をもとに、特約年金支払開始日における会 社の定める率により特約年金額を定めます。

# (特約年金の種類)

第4条 特約年金の種類は、確定年金とします。

#### (特約年金の支払)

第5条 特約年金は、つぎのとおりとします。

	支 払 額	受取人	特約年金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
確定年金	特約年金額	特約年	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき
金金	残余年金支払期間の未 払特約年金の現価	金受取人	被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき

2. 特約年金受取人と被保険者が同一の場合で、前項の規定により、未払特約年金の現価を支払うときは、第11条(後継特約年金受取人)および第12条(遺言による後継特約年金受取人の指定または変更)の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。

#### (特約年金の一括払)

第6条 特約年金受取人は、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、未払特約年金の現価とし、保険契約(特約年金に移行した部分に限ります。)は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

#### (特約年金の継続支払)

- 第7条 特約年金受取人は、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。
  - 2. 前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約(特約年金に移行した部分に限ります。以下本項において同じ。)は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

# (特約年金の請求、支払時期および支払場所)

- 第8条 特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 2. 主約款に定める保険給付の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に進用します。

#### (特約年金受取人)

- 第9条 保険契約者は、この特約の締結の際、被保険者の同意を得て、特約年金受取人を定めることを要します。 ただし、特約年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。
  - 2. 保険契約者と特約年金受取人が異なる場合、特約年金受取人は、特約年金支払開始日に、その移行する 部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
  - 3. 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。
  - 4. 前項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
  - 5. 第3項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 6. 第3項の通知が会社に到着したときは、特約年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
  - 7. 前項の規定にかかわらず、第3項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### (遺言による特約年金受取人の変更)

- 第10条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、特約年金受取人を変更すること ができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。
  - 2. 前項の特約年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  - 3. 前2項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の 特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
  - 4. 第1項および第2項の規定による特約年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  - 5. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

#### (後継特約年金受取人)

- 第11条 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継特約年金受取人を指定また は変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人である ことを要します。
  - 2. 前項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 3. 特約年金受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継特約年金受取人が新たな特約年金受取人となるものとし、その後継特約年金受取人はその死亡した特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
  - 4. 前項の場合で、後継特約年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継特約年金受取人が指定されていないときは、特約年金受取人の法定相続人を後継特約年金受取人とし、前項の規定を適用します。
  - 5. 前2項の規定により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
  - 6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継特約年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
  - 7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の特約年金受取人または後継特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
  - 8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継特約年金受取人が故意に特約年金受取人を死亡させたときは、その者は後継特約年金受取人としての取扱を受けることはできません。

# (遺言による後継特約年金受取人の指定または変更)

- 第12条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継特約年金受取人を指定また は変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人である ことを要します。
  - 2. 前項の後継特約年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  - 3. 前2項の規定による後継特約年金受取人の指定または変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  - 4. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください
  - 5. 遺言により指定または変更された後継特約年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

# (年齢の計算)

- 第13条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
  - (1) 特約年金支払開始日における被保険者の年齢(以下「移行後年齢」といいます。)は、特約年金支払開始日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
  - (2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに1歳を加えて計算します。

(解約の取扱)

第14条 この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

(時効)

第15条 特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅 します。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

- 第17条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険 (米ドル建)、積立利率変動型終身保険 (ユーロ建)または積立利率変動型終身保険 (豪ドル建)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額に満たないときには、第2条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
  - (2) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、特約年金支払開始日の前日の 主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条(特約 年金額の計算)の規定を適用します。
  - (3) 特約年金支払開始日以後は、主約款に定める更新時差額返還金はありません。

(主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則)

- 第18条 この特約を定期支払金の分割払特約が付加されている主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり 取り扱います。
  - (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合で、 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金 額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額に満たないときには、第2条(特約の締結)の規定にか かわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
  - (2) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条(特約年金額の計算)の規定を適用します。

(積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)等に付加した場合の特則)

- 第19条 主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)または積立利率変動型定額部分付変額終身保険 (通貨指定型)の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 特約年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。
  - (2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額に満たないときには、第2条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
  - (3) 特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額を特約年金原資額とし、第3条(特約年金額の計算)の規定を適用します。
  - (4) 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステム障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないとき(以下「特別勘定資産の売買が不能なとき」といいます。)は、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間(以下「取引停止期間」といいます。)中、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
  - (5) 会社は、前号の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則) 第20条 主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)または積立利率変動型定額部分付変額終身保険 (通貨指定型)の場合には、前条までに定める特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱(この取 扱を特約年金支払開始日等の通常取扱といいます。)のほか、保険契約者は、この特約を主約款の規定に定める第2保険期間移行日に主契約に付加して締結する際、主約款の規定に定める第2保険期間移行日を特約年金支払開始日とし、第3条(特約年金額の計算)の規定の適用にあたって特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額を特約年金原資額とする取扱(この取扱を特約年金支払開始日等の特別取扱といいます。)を選択することができます。

- 2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、本条の特約年金支払開始日等の特別取扱は行ないません。
  - (1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額に満たない場合
  - (2) 特別勘定資産の売買が不能なときで、取引停止期間中に第2保険期間移行日が到来した場合
- 3. 会社は、前項第2号の規定により本条の特約年金支払開始日等の特別取扱を行なわない場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合の特則)

- 第21条 この特約を生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) この特約を生存給付金の支払日指定特則が適用されている生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合で、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。
    - (ア) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(イ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
    - (4) 主約款第42条(生存給付金の支払日指定特則)第2項第3号中「第21条(解約返還金)に定める解 約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における第21条(解約返還金)に定める解約返還 金」と、「解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還 金の額を特約年金原資額とし、第3条(特約年金額の計算)の規定を適用します。
  - (2) この特約を生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている生存給付金付終身保険(通貨指定型) に付加した場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられて いるときには、つぎのとおり取り扱います。
    - (ア) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(イ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
    - (4) 生存給付金の円換算額上限設定特約条項第5条(繰越準備金の取扱)第1項中「主契約の解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」と、「主契約の解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第3条の規定を適用します。
  - (3) 第1号の場合で、生存給付金付終身保険(通貨指定型)に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されており、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。
    - (ア) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(4)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
    - (4) 第1号(4)において特約年金原資額として定めた解約返還金の額に、生存給付金の円換算額上限設定 特約条項に定める特約の型に応じて、つぎの金額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条の規定を 適用します。
      - a. 特約の型がA型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金をその日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における生存給付金の円換算額上限設定特約条項第5条第2項に定める会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算した金額

b. 特約の型がB型、C型またはD型の場合 特約年金支払開始日の前日における繰越準備金

(主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則)

第22条 この特約を保険金等のすえ置特約が付加されている主契約に付加した場合で、この特約における特約年

金への移行元となる部分について、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が次号に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (2) 特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を特約年金原資額とし、第3条(特約年金額の計算)の規定を適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合で、同特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金があるときには、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

	項目	必要書類
1	第1回の特約年金	<ul><li>(1)会社所定の請求書</li><li>(2)被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li><li>(3)特約年金受取人の戸籍抄本</li><li>(4)特約年金受取人の印鑑証明書</li><li>(5)保険証券</li></ul>
2	第2回以後の特約年金	<ul><li>(1)会社所定の請求書</li><li>(2)被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li><li>(3)特約年金受取人の戸籍抄本</li><li>(4)特約年金受取人の印鑑証明書</li><li>(5)年金証書</li></ul>
3	特約年金の継続支払	<ul><li>(1) 会社所定の請求書</li><li>(2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li><li>(3) 特約年金受取人の戸籍抄本</li><li>(4) 特約年金受取人の印鑑証明書</li><li>(5) 年金証書</li></ul>
4	特約年金受取人の変更	<ul><li>(1) 会社所定の名義変更請求書</li><li>(2) 変更前の特約年金受取人の印鑑証明書</li><li>(3) 年金証書</li></ul>
5	遺言による特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 変更前の特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書(ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書) (5) 年金証書
6	後継特約年金受取人の指定または変更	<ul><li>(1)会社所定の名義変更請求書</li><li>(2)特約年金受取人の印鑑証明書</li><li>(3)年金証書</li></ul>
7	遺言による後継特約年金受取人の指定または変更	<ul> <li>(1)会社所定の名義変更請求書</li> <li>(2)特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li> <li>(3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類</li> <li>(4)特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書(ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書)</li> <li>(5)年金証書</li> </ul>

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

# 死亡給付金等の年金払特約条項 目次

#### この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約年金の支払
- 第3条 特約年金の支払に関する補則
- 第4条 特約年金の現価の一時支払
- 第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の解約
- 第8条 特約の返還金
- 第9条 特約の消滅とみなす場合
- 第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受 取人に関する取扱
- 第11条 特約年金の支払回数の変更
- 第12条 時効
- 第13条 主約款の規定の準用
- 第14条 主契約に運用期間中年金支払移行特約条
  - 項等を適用した場合の特則

- 第15条 定期支払金付積立利率変動型終身保険(通 貨指定型)等に付加した場合等の特則
- 第16条 積立利率変動型終身保険等に付加した場 合の特則
- 第17条 変額個人年金保険(13)に付加した場合の 特則
- 第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
- 第19条 積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)に付加した場合の特則
- 第20条 主契約に目標値到達時円貨建生存給付金 付終身保険移行特約が付加されている場 合の特則
- 第21条 積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨 指定型)に付加した場合の特則
- 第22条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則

# 死亡給付金等の年金払特約条項

#### (この特約の概要)

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

#### (用語の意義)

- 第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。
  - (1) 「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定めた金額をいいます。ただし、第11条(特約年金の支払回数の変更)の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定めた金額をいいます。

(2) 「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡給付金または死亡保険金その他の保険金(以下「死亡給付金等」といいます。)の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

#### (特約年金の支払)

- 第2条 会社は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定により主契約の死亡給付金等が 支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年 金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。
  - 2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額(以下「死亡給付金額等」といいます。)をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
  - 3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその

特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。)を一時に支払います。 この場合、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に 対応する部分とします。)は、消滅します。

- 4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、特約の締結後にその回数が変更されたときは、変更後の回数とします。
- 5. 特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同一とします。
- 6. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。
  - (1) 第1回の特約年金
    - 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日
  - (2) 第2回以後の特約年金 第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

#### (特約年金の支払に関する補則)

- 第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人とします。ただし、死亡給付金等の受取人が2人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。
  - 2. 第1回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。
  - 3. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。)は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。
  - 4. 特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。)の支払を請求することができます。
  - 5. 前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約(特約年金受取人が2人以上であると きは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。)は消滅します。

#### (特約年金の現価の一時支払)

- 第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。
  - 2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。)は消滅します。

# (特約年金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知して ください。
  - 2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。
  - 3. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。
  - 4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 5. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、 請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
  - 6. 主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

#### (特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向って、この特約を解 約することができます。

(特約の返還金)

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
  - (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
  - (2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱)

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる 一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

(特約年金の支払回数の変更)

- 第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、第2条(特約年金の支払)第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第2条第5項の規定は適用しません。
  - 3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
  - 4. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者(主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人とします。)は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

(時効)

第12条 特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅 します。

(主約款の規定の準用)

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則)

第14条 この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

(定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型)等に付加した場合等の特則)

- 第15条 この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型)、定期支払金付積立利率変動型終身保険、年金原資保証型変額個人年金保険(14)もしくは年金原資保証型変額個人年金保険(通貨指定型)に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。
  - 2. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその分割払金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

- 第16条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険 (米ドル建)、積立利率変動型終身保険 (ユーロ建)または積立利率変動型終身保険 (豪ドル建)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。
  - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

(変額個人年金保険(13)に付加した場合の特則)

- 第17条 この特約を変額個人年金保険(13)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 第9条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定は適用しません。
  - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた主契約の年金があるときには、主約款の規定により 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその年金の額を差し引いた額を死亡給付金額等と し、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。

(主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

第18条 主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護 年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)に付加した場合の特則)

- 第19条 この特約を積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)に付加した場合で、主契約の認知症介護保険金が支払われることとなるときは、第3条(特約年金の支払に関する補則)第4項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 特約年金受取人は、認知症介護保険金の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、会社の定める取扱範囲で、特約年金のうち全部または一部の支払にかえて、主約款の規定による認知症介護保険金の全部または一部の支払を請求することができます。
  - (2) 前号の場合、会社が、認知症介護保険金の全部を支払ったときは、この特約は消滅します。
  - (3) 第1号に定める認知症介護保険金の一部の支払の請求があったときは、主約款の規定により支払われることとなる主契約の認知症介護保険金の額から第1号の規定により支払われる額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。
  - 2. 主約款に定める保険金の代理請求に関する規定は、この特約による特約年金の支払(第4条(特約年金の現価の一時支払)に定める特約年金の現価の一時支払および前項に定める認知症介護保険金の全部または一部の支払を含みます。)の場合に準用します。

(主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則)

第20条 主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときは、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額からその移行時差額返還金を到達判定日における目標値判定為替レートで指定通貨に換算した金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。

(積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合の特則)

第21条 この特約を積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合で、終身保険移行特則の 適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第9条(特約の消滅とみなす場合) 第2号の規定は適用しません。

(主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則)

- 第22条 主契約に保険金等のすえ置特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条 項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り 扱います。
  - (1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金 等の元利金を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。
  - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金があ る場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれ ている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し 引いた額」と読み替えて適用します。
  - (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り 扱います。
    - (ア) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合 には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金 等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。
    - (4) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた 分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を 「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替 えて適用します。

#### 別表1 請求書類

#### (1) 特約年金の請求書類

	項目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
		(1) 会社所定の請求書
2	第2回以後の特約年金	(2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書
		(4) 年金証書     (1) 会社所定の請求書
3	特約年金の未支払分の現価の一時 支払	(2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書
		(4) 年金証書

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

#### (2) その他の請求書類

項目	必 要 書 類
	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書
<b>北州大人の土州 同米の本</b> 田	(2) 保険契約者(主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年
特約年金の支払回数の変更	金受取人)の印鑑証明書
	(3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

# 保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要 第4条 告知義務違反による解除等の通知

第5条 特約の解約

第1条 特約の締結 第6条 特約の消滅とみなす場合

第2条 保険契約者代理人による代理手続 第7条 主約款等の規定の準用

第3条 保険契約者代理人の変更 第8条 積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指

定型) に付加した場合の特則

# 保険契約者代理特約条項

#### (この特約の概要)

この特約は、保険契約者(主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および各特約条項に定める年金(年金の名称の如何を問いません。以下同じ。)の支払開始日以後については年金の受取人とします。以下同じ。)が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とすることを主な内容とするものです。

#### (特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

#### (保険契約者代理人による代理手続)

- 第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保 険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険 契約者代理人が、手続に必要な書類(別表1)を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうこと ができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
  - (1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合
  - 2. 保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。
  - (1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。
    - (ア) 保険契約者の変更手続
    - (4) 保険金等の受取人の変更手続(被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。)
    - (ウ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続
    - (エ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続
  - 3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。
  - 4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
    - (1) つぎの範囲内の者
      - (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
      - (イ) 保険契約者の直系血族
      - (ウ) 保険契約者の3親等内の親族
    - (2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類(別表1)によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
      - (ア) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者
      - (イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者

- (ウ) 被保険者
- (エ) 保険金等の受取人
- (オ) その他(ア)から(エ)までに定める者と同等の関係にある者
- 5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意 に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうこと ができません。
- 6. 保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。
- 7. 本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。
- 8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

#### (保険契約者代理人の変更)

- 第3条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
  - 2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類(別表1)を提出してください。

#### (告知義務違反による解除等の通知)

第4条 主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

# (特約の解約)

第5条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

#### (特約の消滅とみなす場合)

- 第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
  - (1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
  - (2) 保険契約者が変更されたとき。
  - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
  - (4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

#### (主約款等の規定の準用)

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

#### (積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合の特則)

第8条 この特約を積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合で、終身保険移行特則の 適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第6条(特約の消滅とみなす場合) 第4号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

# 別表1 手続書類

# (1) 手続書類

(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者
であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなど

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。

# (2) その他の手続書類

項目	
	(1) 会社所定の名義変更請求書
保険契約者代理人の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書
	(3) 保険証券または年金証書

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
  - 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。 <お客さまサービスセンター フリーダイヤル: 0120-876-126>

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)

「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

# 説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、 必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

L	おりのページ
■ クーリング·オフ制度 (お申込みの撤回など) ····································	7
■商品のしくみ	9
■死亡保険金および定期支払金をお支払いできない場合・・・	20
■告知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
■ご契約の成立と保障の責任開始期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
■解約と解約返還金	22

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

# 第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル 0120-876-126

【営業時間/9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



#### 第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー

ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'23年4月版